慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法・ 経済法一〇五〕 郵政局職員の政治的行為と刑事罰 (最高裁昭和四九年一一月六日判決)
Sub Title	
Author	松岡, 浩(Matsuoka, Hiroshi) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.9 (1975. 9) ,p.84- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750915-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ることは現行法上許されないと考える（大野「株主総会による取消しうべき決議の追認について」法学研究三八巻一二号一八四頁以下参照。但し、小松「ケメラー『取消し得べき株主総会決議の追認』」法律論叢三五巻三号一〇六頁は結果反対）。さらに、取締役選任に関する前の決議とくりかえしてなされた後の決議との間の期間内において、取消株主が取消について法律上の利益を失っていないことは、取消の有無により取締役の任期起算点等の時間に関係する効力が相違してくることを考えれば、理解できることである。よって、判旨第二点にも賛成する。

（一九七五・七・七）

加藤　修

〔労働法・経済法　一〇五〕郵政局職員の政治的行為と刑事罰

（鬼志別郵便局（猿払）事件
最高裁判所昭和四四年（あ）第一五〇一号
最高裁判所刑事判例集昭和四九年一月六日判決二八巻九号三九三頁）

〔事実〕

一　事実の概要

(1)被告人は、北海道宗谷郡猿払村字鬼志別に所在する鬼志別郵便局に勤務する郵政事務官であって、猿払地区労働組合協議会事務局長を勤めているものであるが、同郵便局において、郵便貯金、簡易保険等に関し現金および書類等を検査し、右現金の払込窓口担当者への引継ぎ等の内勤事務、電話交換事務等に従事する非管理職の職員であり、その職務内容は、郵便貯金取扱規程、保険料徴収原簿契約の取扱手続と題する通達等によって規制されている。

(2)被告人は、昭和四二年一月八日告示の第三一回衆議院議員選挙に際し、右地区労協の決定に従い日本社会党候補支援の目的をもって、その職務を利用することなく、いずれも勤務時間外に

ⓐ同月八日、右候補の選挙用ポスター六枚を六箇所の公営掲示場に掲示し、

ⓑ同月七日から九日までの間、同郵便局内において、猿払村居住のAほか三名に対し右候補等の選挙用ポスター合計一八四枚の掲

示をそれぞれ依頼して郵送配布したものである。

(3)被告人の右行為は、人事院規則一四―七、五項三号、六項一三号（政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図面、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し、又は多数人に対し朗読し若しくは聴取させ、或いはこれらの用に供するために著作し又は編集すること）所定の文書を掲示しもしくは配布したものであるから、国家公務員法一〇二条一項、同法一一〇条一項一九号に該当するとして起訴された。右規則一項は、「すべての一般職に属する職員に適用する」と定め、同四項には、「職員が勤務時間外において行う場合においても適用される」としている。

二　第一審判決（旭川地裁昭四三・三・二五判決。下刑集一〇・三・二九三）は、「国家公務員につき国民の基本的人権の一つである政治活動をどの程度制約できるかにつき、その判断権は、一次的には国会および国会の委任を受けて規則を制定した人事院にあると解するけれども、この公務員の政治活動の自由の制約については、その違反行為に課せられる制裁を含みその制約の程度が、社会一般に存在している観念をとび超えたものである場合には、その制約が合理的でないと判断する権能を有すると解する。」「法がある行為を禁じその禁止によつて国民の憲法上の権利にある程度の制約を加えられる場合、その禁止行為に違反した場合に加えられるべき制裁は、法目的を達成するに必要最小限度のものでなければならない。法の定めている制裁方法よりも、より狭い範囲の制裁方法があり、これによつてひとしく法目的を達成することができる場合には、法の定めている広い制裁方法は法目的達成の必要最小限度を超えたものとして違憲となる場合がある。」「非管理職である現業公務員で、その職務内容が機械的労務の提供に止まるものが、勤務時間外に、国の施設を利用することなく、かつ職務を利用し若しくはその公正を害する意図なしで行つた人事院一四―七、六項一三号の行為で且つ労働組合の一環として行われる所為に刑事罰を加えることをその適用範囲内に予定している国公法一一〇条一項一九号は、このような行為に適用される限度において、行為に対する制裁としては合理的にして必要最小限の域を超え、本件被告人の行為に国公法の右規定を適用する限度において、憲法二一条および三一条に違反するので、これを被告人に適用することができない。」

第二審判決（札幌高裁昭四四・六・二四判決。判例時報五六〇・三〇）は、「言論の自由ないし政治活動の自由をめぐる司法審査については立法府の広範な裁量を前提とする合理性の基準は必ずしも適切ではない」として、「同じ目的を達成できる、より制限的でない他の選びうる手段」という基準に準拠して、第一審判決と同様、適用違憲により被告人につき無罪とした。

三　この第二審判決に対し、検察官から上告の申立てがなされた。その上告趣意は、憲法違反、判例違反など多岐にわたつているが、要するに、精神的自由に対する制約についても、「立法府の裁量権に属するもので、その制限の程度がいちじるしく右の適正な均衡を破り、明らかに不合理であつて、立法府がその裁量権の範囲を逸脱したと認められるものでない限りその判断は合憲」とするとの最高

裁判所昭和四〇年七月一四日大法廷判決のいわゆる合理性の基準によるべきであるのに、原判決は、これを否定すべき理由も示さず、「より制限的でない他の選びうる手段」の基準を用い、且つ適用違憲という従来にない思考方法によつたものである旨を主張している。

〔判旨〕

破棄自判（罰金五千円）

一　本件政治的行為の禁止の合憲性

㈠憲法二一条の保障する表現の自由、政治的行為の自由は、基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであり、法律によつてもみだりに制限することのできないものである。

行政は、「憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、もつぱら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならないものと解され……行政の中立的運営が確保され、これに対する国民の信頼が維持されることは、憲法の要請にかなうものであり、国民全体の重要な利益にほかならないというべきである。したがつて、公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむをえない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。」

㈡国公法一〇二条一項及び規則による公務員に対する政治的行為の禁止が右の合理的で必要やむをえない限度にとどまるものか否かを判断するにあたつては、次の三点から検討することを要する。

(1)政治的行為の禁止の目的については、「もし公務員の政治的行為のすべてが自由に放任されるときは、おのずから公務員の政治的中立性が損われ、ためにその職務の遂行ひいてはその属する行政機関の公務の運営に党派的偏向を招くおそれがあり、行政の中立的運営に対する国民の信頼が損われることを免れない。また、公務員の右のような党派的偏向は、遂に政治的党派の行政への不当な介入を容易にし、行政の中立的運営が歪められる可能性が一層増大するばかりでなく、そのような傾向が拡大すれば、本来政治的中立を保ちつつ一体となつて国民全体に奉仕すべき責務を負う行政組織の内部に深刻な政治的対立を醸成し、そのため行政の能率的で安定した運営は阻害され、ひいては議会制民主主義の政治過程を経て決定された国の政策の忠実な遂行にも重大な支障をきたすおそれがあり、……このような弊害の発生を防止し、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するため、公務員の政治的中立性を損うおそれのある政治的行為を禁止することは、まさしく憲法の要請に応え、公務員を含む国民全体の共同利益を擁護するための措置にほかならないのであつて、その目的は正当なものというべきである。」

(2)右禁止の目的と禁止される行為との関連性については、「右のような弊害の発生を防止するため、公務員の政治的中立性を損うおそれがあると認められる政治的行為を禁止することは、禁止目的との間に合理的な関連性があるものと認められるのであつて、たとえその禁止が、公務員の職種、職務権限、勤務時間の内外、国の施設の

利用の有無等を区別することなく、あるいは行政の中立的運営を直接、具体的に損う行為のみに限定されていないとしても、右の合理的な関連性が失われるものではない。」

(3)政治的行為を禁止することによつて得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の点については、「公務員の政治的中立性を損うおそれのある行動類型に属する政治的行為を、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることになるが、それは単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約に過ぎず、かつ国公法一〇二条一項及び規則の定める行動類型以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではなく、他面、禁止により得られる利益は、公務員の政治的中立性を維持し、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという国民全体の共同利益なのであるから、得られる利益は、失われる利益に比してさらに重要なものというべきであり、その禁止は利益の均衡を失するものではない。」

(三)規則五項三号、六項一三号の政治的行為は、「特定の政党を支持する政治的目的を有する文書を掲示し又は配布する行為であつて、政治的偏向の強い行動類型に属するものにほかならず、政治的行為の中でも、公務員の政治的中立性の維持を損うおそれが強いと認められるものであり、政治的行為の禁止との間に合理的な関連性をもつものであることは明白である。また、その行為の禁止は、…国民全体の共同利益を擁護するためのものであるから、その禁止により得られる利益とこれにより失われる利益との間に均衡を失するところがあるとは認められない。したがつて、国公法等の右規定は、合理的で必要やむをえない限度を超えるものとは認められず、憲法二一条に違反するものではない。」

(四)「本件のような政治的行為が公務員によつてなされる場合には、当該公務員の管理職・非管理職の別、現業・非現業の別、裁量権の範囲の広狭などは、公務員の政治的中立性を維持することにより行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保しようとする法の目的を阻害する点に、差異をもたらすものではない」。けだし、「有機的統一体として機能している行政組織における公務の全体の中立性が問題とさるべきもの」だからである。

二　本件政治的行為に対する罰則の合憲性

(一)「右禁止に違反して国民全体の共同利益を損う行為に出る公務員に対する制裁として刑罰をもつて臨むことを必要とするか否かは、右の国民全体の共同利益を擁護する見地からの立法政策の問題であつて、右の禁止が表現の自由に対する合理的で必要やむをえない制限であると解され、かつ、刑罰を違憲とする特別の事情がない限り、立法機関の裁量により決定されるところのものは、尊重されなければならない」。本件において問題とされる規則五項三号、六項一三号の政治的行為は、党派的偏向の強い行動類型に属するものであり、国公法の定める程度の刑罰を法定したとしても、決して不合理とはいえず、憲法三一条に違反するものではない。

㈡「公務員の政治的行為の禁止が国民全体の共同利益を擁護する見地からされたものであって、その違反行為が刑罰の対象となる違法性を帯びることが認められ、かつその禁止が、憲法二一条に違反するものでないと判断される以上、その違反行為を構成要件として罰則を法定しても、そのことが憲法二一条に違反することとなる道理はありえない。」

㈢「政治的行為の定めを人事院規則に委任する国公法一〇二条一項が、公務員の政治的中立性を損うおそれのある行動類型に属する政治的行為を具体的に定めることを委任するものであることは、同条項の合理的解釈により理解しうるところである……右条項は、それが同法八二条による懲戒処分及び同法一一〇条一項一九号による刑罰の対象となる政治的行為の定めを一様に委任するものであるからといって、そのことの故に、憲法の許容する委任の限度を超えることになるものではない。」

〔評釈〕

一　昭和二二年に制定された国家公務員法は、政令二〇一号を経て、昭和二三年法律第二二二号による主要な改正点として、一方では、国家公務員に対し、争議権を否定し、これに違反して争議行為の遂行を「共謀し、そそのかし、あおり、又は企てる」などの行為をなした者につき罰則を定め、他方、政治的行為を制限し、これに違反して政治的行為をなした者に対しても罰則を設けるに至ったといわれている。そして、最高裁判所は、前者の問題については、全農林警職法反対闘争事件判決（最高裁昭四八・四・二五大法廷判決）によって、後者の問題については、本件猿払事件上告判決によって、それぞれ前記各権利の制限および各刑罰法規が憲法に適合し、それぞれの事件において刑事制裁が肯定されるに至ったものである。

ところで、本件猿払事件の第一・二審判決は、その基本思想において「まさに全逓東京中央郵便局事件判決（最高裁昭四一・一〇・二六大法廷判決）の趣旨を公務員の政治活動の自由の問題において生かしたもの」[1]といわれるのに対し、本件上告判決について、「全農林判決に示された最高裁の労働基本権の側面からする公務員像に対するきびしい姿勢は、政治的表現にかかる市民的自由権の側面からする猿払事件についても、そのまま引き継がれた」[2]といわれている。そこで、右全逓東京中郵判決および全農林判決が労働基本権に関するものであるのに対し、本件が市民的自由権としての政治的行為の自由に関するものであるとの差異があるにかかわらず、前者の趣旨・姿勢が後者に生かされ、引き継がれるといわれる場合、どのような部分が、いかなる根拠から、どれだけ引き継がれうるか、また右各権利の性質上の相違からこれを判断するうえで、どのような差異を生ずるかなどの諸点も、本件判決を通じて検討すべき一つの重要な問題であると思われる。

二　政治的行為の制限の根拠

本判決は、政治的行為の制限の根拠として、①行政の中立的運営、②これに対する国民の信頼の確保、③公務員の政治的中立性の三つをあげている。しかし、右の①は行政の執行・運営に関する側面であり、②は行政運営に対する国民の側からの信頼の問題であり、③

は行政の主体的側面に関するものであつて、この三者はそれぞれ側面と観点を異にしているものであるから、これら三者の内容、根拠および相互の関係が問題である。

(1)行政の中立的運営が公務員の政治的行為の制限の根拠とされることは、どのような判決・学説によつても異論なく支持されているところである。本判決においては、政治と行政との分離を前提としたうえで、「憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、もつぱら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならない」と判示している。そして、右の行政の中立的運営が要請される理由は、憲法一五条二項の規定から、「公務が国民の一部に対する奉仕としてでなく、その全体に対する奉仕として運営されるべきものであること」によるとされる。学説[3]によると、公務員の政治的自由に対する制限の根拠として、①全体の奉仕者、②政治と行政との分離、③公務員の利益の保護などがあげられているが、本判決は、行政の中立的運営につき、右①および②を根拠としているものである。しかし、「行政の中立的運営」は、「公務員がその行政の実施・運営——職務の遂行——に当つて中立的でなければならないということ——公務執行上の中立——を意味するにとどまる」として、公務員の私人としての政治的活動の制限の根拠となりえないと考える[4]か、それとも、右の中立性を確保するために、行政の主体的側面である「公務員」自体について政治的中立性を要求する理由となるかが問題とされなければならない。

(2)行政の中立的運営に対する「国民の信頼」の確保・維持の要請は、本件第一・二審判決には判示されていなかつたところである。しかし、この点は、本判決以前にすでに総理府統計局事件第一審判決（東京地裁昭四四・六・一四判決、判例時報五六六・三）において、公務員の選挙活動を放任した場合に「最も重視すべきものは、一般国民に対し、行政官庁の公正な運営について一般的に不安、不信、疑惑を起させるに至る」ものと判示され、学説[5]によつても、「公務員の職務外での政治的活動の制限を根拠づけるためには……公務の政治的中立、公正に対する『国民の信頼維持』というような中間項な理由が必要ではないか」といわれており、さらに、全逓本所郵便局支部（プラカード）事件控訴判決（東京高裁昭四八・九・一九判決、判例時報七一五・四）においても、公務員の「職務の特殊性に鑑みるときは、公務の政治的中立に対する国民の信頼の確保・維持にある」と判示されている。そして、本件上告判決に対する判例批評のなかにも、右の「国民の信頼確保」という要請は、それ自体として非難すべきものではなく、諸外国の学説ないし法実務の上でかなり広く支持されているといわれている[6]。

しかし、これについては次の二つの問題があると思われる。その一は、これを要件とすることの根拠の問題であり、他は、これに対する国民の「信頼」の内容、判断の方法・基準などの問題である。右第一の問題については、多くは論じられていないが、行政は究極的には国民に対し国民全体のために行われるものであるから、国民全体から不信[7]感をもたれず、その協力をうるのでなければ、「民主的かつ

能率的に、継続的かつ安定的な」行政の運営を期待しえないこととなるからであると思われる。[8] 後者の問題については、「信頼」の有無・程度などが「国民の側」からのものであるだけに、当該公務員が、どのような地位・職務内容を有するか、職務を利用したか否か、「その公正を害する意図」（本件第一審判決）を有したか否かなどの諸点は到底知る由もないのであるから、その判断にはきわめて困難を生ずるであろう。

この信頼性の要件については、豊橋郵便局事件判決（名古屋地裁豊橋支部昭四八・三・三〇判決、判例タイムス二九五・四〇一）が、「公務員としての地位にある以上、職務内容、公私の別なくその一挙手一投足が国民から注視され」「政治活動を一切禁止する考え方と結果的に同一となる」と判示しているが、この要件の内容、判断基準・方法が明らかでないことによる危惧である。[9]

(3)公務員の政治的中立性の要請は、本件第一・二審判決はもとより、その他の諸判決や学説においても、さほど異論をみないと思われるが、公務員の政治的行為の制限を、すでに述べたように公務の執行面のみに限るとする考え方によれば、公務の執行以外の場面ではすべて政治活動を許されることになる。しかし、本件第一審判決やその他の判決例、もしくは多数の学説においても、現業・非現業の別、地位・職務内容の相違、職務の利用や政治的行為の意図の有無などにより広狭さまざまな差異があるにしても、公務の執行以外の場面においてなにほどかその政治活動が制限されてもやむを得ないものと考えられており、公務員が全体の奉仕者たることから、当然のことと考えられている。したがつて、公務員自体の政治的中立性は政治的行為の制限の根拠となるものであるが、このことから直ちに、右制限の範囲が確定されるものではない。

三　違憲判断の基準について

(1)右判断基準としては、ⓐ合理性の基準、合理的関連性の基準、ⓑ必要最小限度の基準、ⓒより制限的でない他の選びうる手段の基準（LRAの基準といわれる）などがあるといわれている。[10] ⓐの基準は、和歌山県教組専従休暇事件判決（最高裁昭四〇・七・一四大法廷判決、最判民集一九・五・一一九八）において、国民の権利に対する制限につき立法府が第一次的な裁量権を有し「合理的範囲の規制」として示されているとされる。そして、この基準の特徴とするところは、立法府の裁量権の尊重と合憲性の推定であるといわれ、これは「経済的自由を規制する立法の憲法適否を審査するためのもの」で、精神的自由には適用されないとの考えもあるが、[11] 右のように特徴付けることは必ずしも正当ではない思われる。ⓑの基準は前記全逓中郵判決によつて示されているといわれるが、本件判決における「必要でやむをえない限度」との異同が問題となる。ⓒの基準は、精神的自由の制限が問題となる場合のものといわれ、規制をうける個人の自由に「大きな比重をおいたうえで」価値衡量が行われるものといわれる。[12] この基準は、本件第一・二審判決以後、この種事件のいくつかの判決（むつ営林署事件、徳島郵便局事件第一審判決、全逓プラカード事件第一審判決など）において採用されたが、本判決はこれによつていない。この基準については、批判的な見解も多くなりつつあり、[13] この基準

の本来の適用場面と本件とは異るように思われる。

(2)本判決は、政治的行為に対する罰則規定については、「刑罰を違憲とする特別の事情のない限り、立法機関の裁量により決定されるところのものは尊重しなければならない」として立法府の裁量権の尊重を判示し、合理性の基準によったものといいうるが、禁止目的と禁止される行為との合理的関連性、利益衡量については、合憲性の推定によらないで、独自の判断をなし、これによって「必要でやむをえない限度」を判断しているので、前記判断基準(とくに前記ⓐとⓑ)は、学説が述べるように載然と分類され、特徴付けうるものではないと思われる。問題はこのような基準によってどのように判断されたかである。

(3)まず、禁止目的とこれにより制限される行為との関連性については、人事院規則により制限される本件政治的行為は、多数意見によれば、政治的偏向の強い行動類型に属するとし、公務員の政治的中立性を損うおそれの強いものと評価するのに対し、少数意見では、「最も基礎的かつ中核的な政治的意見表明それ自体」であるとして、対照的な評価をなしている。[14]

次に利益衡量の内容・方法については、多数意見によれば、政治的行動のもたらす弊害を防止しこれによって守られる国民全体の共同利益と公務員の政治的自由とを衡量し、これが均衡を失するものでない限り、右制限の違反者に刑罰をもって臨むか否かは立法政策の問題にすぎないとするのに対し、少数意見では、政治的自由の利益に明らかに優越する重大な国家的、社会的利益を守るために真にやむをえない場合であることを前提とし、しかも制限される行為が基礎的・中核的なものであるから、右制限規定は、当然に違憲とされることになるとされる。

(4)利益衡量に関する多数意見については問題があると思われる。その一は、利益を衡量しようとする限り、同一次元にある利益で、衡量しうる程度に明らかなものでなければならない。そこで、衡量の方法として「言論の利益を一般化し、規制の利益をより特定化する」ことが必要であるといわれる。[15]ところが、右多数意見はこのような考慮なしに衡量をなしたように思われ、学説により強い批判をうける結果となった。[16]第二の問題は、表現の自由と労働基本権どの各制約原理についてである。これについては、労働基本権が生存権的基本権であるがゆえに精神的自由と同一の制約原理によるべきものとする考えもあるが、右各権利の性質は同一ではなく、したがって、経済的自由に対する制約原理とも同一ではないと考える。第三の問題は、本判決にいう「国民全体の共同利益」に関する。これと「国民生活全体の利益」(全逓中郵事件判決)および公共の福祉との異同など、別途検討を要する問題である。

(5)なお、本件については、国公法一〇二条一項の委任の問題、制限の根拠として「公務員の利益の保護」[17]の側面があるか、本件判決の少数意見と全逓中郵事件判決の多数意見および全農林事件判決の少数意見との差異など、多くの論点が検討さるべきである。

(1) 芦部信喜「現業公務員の政治活動規制と表現の自由」法学セミナー一九六九年九月号四。

(2) 和田英夫「公務員の人権と最高裁判所」判例時報七五七・三。
(3) 佐藤功「公務員と基本的人権」公法研究三三・二九。
(4) 佐藤功「公務員の政治活動と行政の中立性」判例時報七五七・一二。
(5) 阿部照哉・判例評論一五六・一三六。
(6) 芦部信喜「公務員と政治活動の自由」法律時報四七・二・一〇一、今村成和「公務員の政治的行為と最高裁」労働法律旬報八七三・一四。
(7) 今村成和「人権と裁判」三七。
(8) 拙稿「郵政局職員の政治的行為と戒告処分の効力」法学研究四七・五・八六。
(9) この「信頼性」は、政治的自由の制限の根拠とすべきではないとの見解がある。中山和久他「基本的人権制約の原理」労働法律旬報八七二・二一（高柳信一教授発言）。
(10) 芦部信喜「現代人権論」二六七以下、二八三以下、同「公務員と政治活動の自由」法律時報四七・二・一〇四。
(11) 芦部「憲法訴訟の理論」三五・一八八・三五八。
(12) 芦部「現代人権論」
(13) 今村成和「人権と裁判」二七以下、五〇以下、有倉遼吉「公務員の政治的行為」法律時報四六・三・二〇、中山和久他「基本的人権制約の原理」労働法律旬報八七二・三五（高柳教授発言）、小林直樹「公務員の『政治的活動』禁止の合憲判決」法学セミナー一九七五年一月号九、峯村光郎編著「判例公労法研究」二七（松岡担当）、拙稿・前掲八七。
(14) 政治的行為の憲法上の根拠については、多数意見によれば、憲法二一条をあげるのみであるが、少数意見では、憲法一五条一項、一六条、二一条をあげているけれども、本件政治的行為の評価については差異を生ずる原因ではないと思われる。しかし、利益衡量をなすにあたっては差異を生ずると思われる。
(15) 芦部・前掲法律時報四七・二・一〇八。
(16) 中山和久「公務員の政治的活動の自由」・小林直樹・前掲論文、いずれも法学セミナー一九七五年一月号、和田英夫・前掲論文五、その他判例時報七五七所掲の山内、佐藤、今村各論文。
(17) 林修三「四九・一一・六最高裁判決を読んで」法律のひろば昭和五〇年一月号一一以下、佐藤功、前掲論文・公法研究三三。これに批判的な考えもある。今村成和「人権と裁判」一五。

松岡浩